

(入 札 の 公 告)

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年5月25日

羅臼町長 湊 屋 稔

1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 委託第12号
- (2) 業務名称 羅臼町温泉モニタリングシステム導入委託業務
- (3) 業務場所 北海道目梨郡羅臼町湯ノ沢町
- (4) 委託期間 契約締結の翌日（閉庁日を除く）から令和9年2月22日まで
- (5) 業務概要 羅臼町が管理する羅臼町温泉のうち、源泉の熱水造成施設及び各温泉利用施設の計7施設に遠方監視システムの導入を目指すものである。
 - 1 羅臼町温泉モニタリングシステムの導入により、源泉管理者及び温泉利用事業者の適切かつ効率的な施設管理を図る。
 - 2 時系列で計測データを確認できるため源泉管理者及び温泉利用事業者の異常事態の早期発見につながりトラブル回避につながる。
 - 3 温泉の正確なデータを確認することにより適正管理が実現可能となり温泉の安定供給に貢献することができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加希望者は令和8年度羅臼町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されているもの。
- (2) 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格関係事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の羅臼町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 過去15年以内に受注額1千万円以上の温泉モニタリングシステム導入業務と同等の実績を有するもの。（受注額には消費税を含まないものとする）
- (6) 当該業務の参加は単独の事業者に限るものとし、共同企業体による参加は認めない。
- (7) 当該業務の入札に参加しようとする者の相互間に、資本関係又は人的関係があると認められないこと。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月3日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
羅臼町役場 建設水道課

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年6月11日（木）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
羅臼町役場 建設水道課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
羅臼町役場 3階 第5・6会議室

(2) 入札日時

令和8年6月25日（木） 13時30分

(3) 入札の執行に当たっては、羅臼町より競争入札参加資格があることが確認された旨の**制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。**

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除は、政令第167条の7及び財務規則第53条の2の定めるところによる。

8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除は、政令第167条の16及び財務規則第67条の2の定めるところによる。

9 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月2日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。インターネットによる場合は、令和8年5月25日（月）から令和8年6月2日（火）まで（休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町役場 建設水道課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「 羅臼町ホームページ <http://www.rausu-town.jp/> 」

(3) 交付方法

直接交付又はインターネット交付とし、送付又はファクシミリでは行なわない。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認めない。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

必要とする。

13 予定価格等

(1) 公表しない。

(2) 最低制限価格 設定していない。

14 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第55条の2各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 羅臼町建設水道課（電話番号 0153-87-2163）

イ 所在地 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。